

## 鮎沢川漁業共同組合内共第9号第5種共同漁業遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、鮎沢川漁業協同組合が免許を受けた内共第9号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あまご（やまめ）、にじます、うぐい）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め第6条の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間で組合の定める期間中でなければこれを行ってはならない。

| ア 魚種         | イ 漁法              | ウ 規模等 | エ 区域                                                     | オ 期間                                 |
|--------------|-------------------|-------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| あまご<br>(やまめ) | ルアー釣<br>毛針釣       | 針1本   | 鮎沢川紅葉橋堰堤<br>下流端から金太郎<br>橋上流端までの区<br>域（以下「足柄特<br>定区」という。） | 3月1日以降で組合<br>が定め公示する日か<br>ら9月30日まで   |
|              | 餌釣<br>ルアー釣<br>毛針釣 | 針1本   | 足柄特定区以外の<br>区域                                           |                                      |
| にじます         | ルアー釣<br>毛針釣       |       | 足柄特定区                                                    | 3月1日以降で組合<br>が定め公示する日か<br>ら9月30日まで   |
|              | 餌釣<br>ルアー釣<br>毛針釣 | 針1本   | 足柄特定区以外の<br>区域                                           | 11月1日以降で組合<br>が定め公示する日か<br>ら翌2月20日まで |
|              | 餌釣<br>ルアー釣<br>毛針釣 | 針1本   | 足柄特定区以外の<br>区域                                           | 3月1日以降で組合<br>が定め公示する日か<br>ら9月30日まで   |

|     |                   |       |                |                                           |
|-----|-------------------|-------|----------------|-------------------------------------------|
| うぐい | ルアー釣<br>毛針釣       | 針 1 本 | 足柄特定区          | 3 月 1 日以降で組合<br>が定め公示する日か<br>ら 9 月 30 日まで |
|     | 餌釣<br>ルアー釣<br>毛針釣 | 針 1 本 | 足柄特定区以外の<br>区域 |                                           |

2. 足柄特定区において採捕した魚は、所持せずその場で再放流しなければならない。また、足柄特定区以外の区域で採捕した魚は、1 日 3 匹まで持ち帰れるものとする。

(全長制限)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種についてはイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| ア 魚種      | イ 全長             |
|-----------|------------------|
| あまご (やまめ) | 体長 1 2 センチメートル以下 |
| に じ ま す   | 体長 1 2 センチメートル以下 |
| う ぐ い     | 体長 1 2 センチメートル以下 |

(釣大会等のための遊漁の制限)

第 5 条 組合釣大会等を開催するための一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合はこれに従わなければならない。

2. 組合は前項の制限をしようとする場合はその 5 日前までにその旨を公示しなければならない。
3. 前項の公示は組合掲示板に公示するものとする。

(遊漁料の額、及び納付先)

第 6 条 第 2 条の規定により、組合が定め、公示する場所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとする。

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の遊漁料に、全魚種は 1,000 円を、足柄特定区は 1,000 円をそれぞれ付加して得た額とする。

| 魚種                  | 区域         | 漁具・漁法             | 遊漁料     |         |
|---------------------|------------|-------------------|---------|---------|
|                     |            |                   | 連続する2日間 | 1年      |
| あまご<br>(やまめ)<br>うぐい | 足柄特定区      | ルアー釣<br>毛針釣       | 2,000 円 | 5,000 円 |
| にじます                | 足柄特定区      | ルアー釣<br>毛針釣       | 2,000 円 | 5,000 円 |
| 全魚種                 | 足柄特定区以外の区域 | 餌釣<br>ルアー釣<br>毛針釣 | 2,000 円 | 5,000 円 |

2. 遊漁料は次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) イングロ御殿場店（御殿場市川島田 390-1）
- (2) 橋本屋商店（小山町竹之下 1314-3）
- (3) デイリーヤマザキ足柄駅前店（小山町竹之下 1313-1）
- (4) 東山湖フィッシングエリア（御殿場市東山 1077）
- (5) 愛国屋（御殿場市六日市場 30-1）
- (6) パンの岩田（御殿場市大堰 65）

3. 次表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

| 対象者   | 区域         | 遊漁料     |         |
|-------|------------|---------|---------|
|       |            | 連続する2日間 | 1年      |
| 中学生以下 | 足柄特定区      | 無料      | 無料      |
|       | 足柄特定区以外の区域 | 無料      | 無料      |
| 高校生   | 足柄特定区      | 2,000 円 | 2,000 円 |
|       | 足柄特定区以外の区域 | 2,000 円 | 2,000 円 |

4. 第5条に基づく大会遊漁料は、第1項、第3項の規定にかかわらず次表のとおりとする。

| 大会名                 | 参加料                         |
|---------------------|-----------------------------|
| にじます } 釣大会<br>あまご } | 5,000 円以下<br>(ただし、年券所有者は免除) |

(遊漁証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2. 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2. 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3. 遊漁者は遊漁に際して他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章を付けなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は令和6年1月1日から施行する。

## 鮎沢川漁業共同組合内共第 10 号第 5 種共同漁業遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、鮎沢川漁業協同組合が免許を受けた内共第 10 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あまご（やまめ）、にじます、うぐい）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め第 6 条の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間で組合の定める期間中でなければこれを行ってはならない。

| ア 魚種         | イ 漁法              | ウ 規模等 | エ 区域 | オ 期間                                      |
|--------------|-------------------|-------|------|-------------------------------------------|
| あまご<br>(やまめ) | 餌釣<br>ルアー釣<br>毛針釣 | 針 1 本 | 全域   | 3 月 1 日以降で組合<br>が定め公示する日か<br>ら 9 月 30 日まで |
| にじます         | 餌釣<br>ルアー釣<br>毛針釣 | 針 1 本 | 全域   | 3 月 1 日以降で組合<br>が定め公示する日か<br>ら 9 月 30 日まで |
| うぐい          | 餌釣<br>ルアー釣<br>毛針釣 | 針 1 本 | 全域   | 3 月 1 日以降で組合<br>が定め公示する日か<br>ら 9 月 30 日まで |

2. 採捕した魚は、1 日 3 匹まで持ち帰れるものとする。

(全長制限)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| ア 魚種      | イ 全長            |
|-----------|-----------------|
| あまご (やまめ) | 体長 12 センチメートル以下 |
| に じ ま す   | 体長 12 センチメートル以下 |
| う ぐ い     | 体長 12 センチメートル以下 |

(釣大会等のための遊漁の制限)

第5条 組合釣大会等を開催するための一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合はこれに従わなければならない。

2. 組合は前項の制限をしようとする場合はその5日前までにその旨を公示しなければならない。

3. 前項の公示は組合掲示板に公示するものとする。

(遊漁料の額、及び納付先)

第6条 第2条の規定により、組合が定め、公示する場所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとする。

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の遊漁料に1,000円を付加して得た額とする。

| 魚種  | 区域  | 漁具・漁法             | 遊漁料     |        |
|-----|-----|-------------------|---------|--------|
|     |     |                   | 連続する2日間 | 1年     |
| 全魚種 | 全区域 | 餌釣<br>ルアー釣<br>毛針釣 | 2,000円  | 5,000円 |

2. 遊漁料は次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) イシグロ御殿場店(御殿場市川島田390-1)

(2) 橋本屋商店(小山町竹之下1314-3)

(3) デイリーヤマザキ足柄駅前店(小山町竹之下1313-1)

(4) 東山湖フィッシングエリア(御殿場市東山1077)

(5) 愛国屋(御殿場市六日市場30-1)

(6) パンの岩田(御殿場市大堰65)

3. 次表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

| 対象者   | 魚種  | 遊漁料     |        |
|-------|-----|---------|--------|
|       |     | 連続する2日間 | 1年     |
| 中学生以下 | 全魚種 | 無料      | 無料     |
| 高校生   | 全魚種 | 2,000円  | 2,000円 |

4. 第5条に基づく大会遊漁料は、前2項の規定にかかわらず次表のとおりとする。

| 大 会 名               | 参 加 料                       |
|---------------------|-----------------------------|
| にじます } 釣大会<br>あまご } | 5,000 円以下<br>(ただし、年券所有者は免除) |

(遊漁証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2. 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3. 遊漁者は遊漁に際して他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章を付けなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命

じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。